

宿泊約款

第1条 適応範囲

1. 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当ホテルが法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条 宿泊契約の申し込み

1. 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第（2）号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルはその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条 宿泊契約の成立等

1. 宿泊契約は、当ホテルが宿泊契約の申し込みをしようとする者の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条、第17条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に書面にて告知した場合に限ります。

第4条 申込金の支払いを要しないこととする特約

1. 前条第2項の規定にもかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条 宿泊契約締結の拒否

1. 当ホテルは、宿泊客が次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき
 - (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき
 - (3) 宿泊客が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
 - (4) 宿泊客が、伝染病者であると明らかに認められるとき
 - (5) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき
 - (6) 宿泊しようとするものが、『暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律』による指定暴力団および指定暴力団員等（以下『暴力団』および『暴力団員』とする）またはその関係者、その他反社会的勢力であるとき
 - (7) 宿泊客が暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体であるとき
 - (8) 宿泊客が法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者があるとき
 - (9) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき
 - (10) 宿泊客が泥酔などにより他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす恐れがあるとき
 - (11) 宿泊客が宿泊施設もしくは宿泊施設議員（従業員）に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したときは、またかつて同様な行為を行なったと認められるとき
 - (12) 千葉県旅館業施行条例第15条の規定する場合に該当するとき
 - (13) その他当ホテルの判断により、宿泊業としてふさわしくないと認めたとき

第6条 宿泊客の契約解除権

1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は、宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第7条 宿泊の登録

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
 - (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて施設利用規約を確認後、同意書にサインしていただきます。
3. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わる方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第8条 当ホテルの契約解除権

- 当ホテルは、宿泊客が次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - 宿泊客が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき
 - 宿泊客が、伝染病者であると明らかに認められるとき
 - 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき
 - 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規約の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき
 - 宿泊客が、『暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律』による指定暴力団および指定暴力団員等(以下『暴力団』および『暴力団員』とする)またはその関係者、その他反社会的勢力であるとき
 - 宿泊客が暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体であるとき
 - 宿泊客が法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者がいるとき
 - 宿泊客が泥酔などにより他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき
 - 宿泊客が泥酔などにより他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす恐れがあるとき
 - 宿泊客が宿泊施設もしくは宿泊施設職員（従業員）に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、またかつて同様な行為を行なったと認められるとき
 - 千葉県旅館業施行条例第15条の規定する場合に該当するとき
 - その他当ホテルの判断により、宿泊業としてふさわしくないと認められたとき
- 当ホテルが本条例2項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊者がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第9条 客室の使用時間

- 宿泊者が当ホテルの客室を使用できる時間は、宿泊日の15:00時から翌日の11:00時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用の設定があります。アーリーチェックインとレイトチェックアウトは下記の通りの料金で利用できます。
※但し、その前後の予約状況によりご利用頂けない場合がございます。
ご利用に当たりましては、必ずフロントまでお問い合わせ下さい。

1室料金	時間(税別)				
	1時間	2時間	3時間	4時間	5時間以上
スタンダード 該当ルーム	2000円	4000円	6000円	8000円	1泊料金
スイート 該当ルーム	4000円	8000円	12000円	16000円	1泊料金

※「スタンダード該当ルーム」・・・【カーサブランカ】スタンダードツイン/スーパーリアツイン、
【本館】スタンダードルーム/スーパーリアルーム、【ヴィラファースト・セカンド】スタンダードルーム

※「スイート該当ルーム」・・・【本館】コーナースイート/デラックススイート、【ヴィラファースト・セカンド】コーナースイート、【ウォーターフォール】スタンダードルーム/ラグジュアリールーム、
【アクアテラス】スパスイート/プールスイート/ロイヤルプールスイート、【サウスウイング】デラックススイート、【ファミリーロッジ】フォレストテラス【グランピング・ヴィラ】エグゼクティブスイート/スイートヴィラ、【グランピングヴィラフロントハウス】ダイヤモンドスイート/プレミアムスイート

第10条 利用規則の遵守

1. 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第11条 営業時間

1. 当ホテル施設等の営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示等で御案内いたします。
2. 前項の営業時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

第12条 料金の支払い

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求したとき、フロントキャッシャーにおいて行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第13条 当ホテルの責任

1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものではないときは、この限りではありません。
2. 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、賠償責任保険に加入しております。

第14条 契約した客室の提供ができないときの取り扱い

1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の、補償料を宿泊者に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、当ホテルは補償料を支払いません。

第15条 寄託物等の取り扱い

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金および貴重品については、当ホテルがその種類および価額の明告を求めたものであって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは15万円を限度としてその損害を賠償します。
2. 宿泊客が、当ホテル内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについては、滅失や毀損等の損害が生じた場合でも原則として当ホテルは責任を負いません。ただし、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、15万円を限度としてその損害を賠償します。

第16条 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者が判明しないとき又は所有者の指示がない場合は、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

第17条 宿泊者の責任

宿泊者の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊者は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

第18条 駐車場の責任

宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第19条 カスタマーハラスメント行為

当ホテルは、宿泊者が従業員に対し、以下のいずれかの行為を行った場合、これを「カスタマーハラスメント行為」として対応する権利を有します。ただし、営業者が宿泊しようとする者に対して障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第8条第1項の不当な差別的取扱いを行ったことに起因するもの、その他これに準ずる合理的な理由があるものを除きます。カスタマーハラスメント行為に該当する場合、当ホテルは宿泊契約の解除、退去の要求、警察への通報などの措置を講じることができます。

2. カスタマーハラスメント行為に該当する行為には、以下が含まれますが、これらに限定されません。
 - (1) 身体的な攻撃（暴行、傷害など）や、精神的な攻撃（脅迫、暴言、中傷など）に該当する行為
 - (2) 宿泊料の減額やその他の過剰な要求（障害者差別解消法に基づく合理的な配慮の範囲を超える要求を含む）
 - (3) 土下座や謝罪の強要、社会的相当性を欠いた要求行為
 - (4) 居座り、監禁等、従業員に長時間の拘束を強いる行為（長時間の電話や拘束も含む）
 - (5) 大声や暴言によって従業員を威嚇したり責め立てる行為
 - (6) 難癖をつけてのキャンセル料未払い、過剰な返金要求、または不当な商品交換や金銭補償の要求行為（他の宿泊者と比較して、合理的範囲を超える要求を繰り返す行為も含む）
 - (7) 過剰なクレームや、運用ルール上対応できないことへの過剰要求行為
 - (8) SNS やマスコミへの暴露を示唆し、従業員やホテルの業務を脅かす行為（従業員の氏名やプライバシーを侵害する行為も含む）
 - (9) 特定の従業員への付きまといや監視行為
3. 上記行為によってホテルが損害を被った場合、当ホテルは宿泊者に対し、その損害賠償を請求することができます。

第20条 免責事項

当ホテル内からのコンピューター通信のご利用にあたりましては、お客さまご自身の責任にて行うもの
といたします。

コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者が
いかなる損害を受けた場合においても、当社は一切の責任を負いません。

また、コンピューター通信のご利用に当社が不適切と判断した行為により、当社および第三者に損害が生
じた場合、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金等の内訳（第2条第1項及び第12条第1項関係）

	内訳	税金の積算
宿泊料金	①基本宿泊料・室料 ②サービス料(①×10%) ③消費税	消費税(①+②)の10%
追加料金	④愛犬利用代 ⑤その他の利用料金 ⑥飲料及びその他の利用料金 ⑦サービス料(④×10%) ⑧消費税	消費税(④+⑦)の10% 消費税(⑤+⑦)の10% 消費税(⑥+⑦)の10%

税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

	不泊当日	前日	2日前	3日前	20日前
一般 9名まで	100%	80%	50%	20%	-
団体 10～19名まで	100%	100%	80%	20%	10%
団体 20名以上	100%	100%	80%	50%	10%

1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日が短縮した場合は、その短縮日にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。
3. 団体客(10名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申し込みをお受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には、切り上げる)にあたる人数については、違約金はいただきません。

2026年2月1日